

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和4年12月7日 06時00分ごろ
発生場所	大分県佐伯市松浦漁港 松浦港沖松浦沖防波堤灯台から真方位262° 270m付近 （概位 北緯32° 56.9′ 東経131° 57.5′）
事故の概要	漁船第八十六金比羅丸は、南進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和5年3月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十六金比羅丸、17トン
船舶番号、船舶所有者等	OT2-2318（漁船登録番号）、塩月漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に圧損 防波堤 コンクリートの一部に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：07時03分ごろ
事故の経過	<p>本船は、まき網漁業に従事する探索船兼灯船で、船長が1人で乗り組み、漁を終えた後、船長が操舵室の右舷側に固定された背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操船に当たり、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、約8～9ノットの対地速力で、松浦漁港に向けて帰航するため自動操舵により南進していた。</p> <p>船長は、海上のいけすの灯りを左舷方に、漁業協同組合の建物の灯りを右舷方にそれぞれ見ながら松浦漁港港口付近を通過した後、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、変針予定場所を通過して松浦漁港防波堤（以下「本件防波堤」という。）に向かって航行を続け、本件防波堤に衝突した。</p> <p>船長は、衝突の衝撃で目が覚め、本船の損傷を確認したところ、船首部外板の圧損のみで航行に支障はないと判断し、海上保安庁への通報はせず、自力で航行して帰港した。</p> <p>船長は、本事故の数日前に身内の不幸があり、精神的、肉体的な疲労を感じており、眠気は感じていなかったものの、椅子に腰を掛けた姿勢のまま操船を続けたことで居眠りに陥ったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、自動操舵で南進中、単独で操船中の船長が、居眠りに陥り、変針予定場所を通過して本件防波堤に向かって航行を続けたことから、本件防波堤に衝突したものと推定される。

	<p>船長は、精神的、肉体的な疲労を感じた状態で、椅子に腰を掛けた姿勢のまま操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が自動操舵で南進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過して本件防波堤に向かって航行を続けたため、本件防波堤に衝突したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で操船する船長は、疲労を感じた状態で椅子に腰を掛けた姿勢で航行を続けた場合、居眠りに陥りやすいので、時々椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を採り、安全運航に努めること。 ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。